

福井県警察の交通巡視員の服制に関する訓令

平成 25 年 10 月 1 日
福井県警察本部訓令第 26 号

改正

平成 28 年 3 月 9 日本部訓令第 8 号 平成 29 年 3 月 24 日本部訓令第 13 号

福井県警察の交通巡視員の服制に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の交通巡視員の服制に関する訓令

福井県警察の交通巡視員の服制及び服装に関する訓令（昭和 46 年福井県警察本部訓令第 2 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、福井県警察における交通巡視員（以下「交通巡視員」という。）の服制について、交通巡視員の服制に関する規則（昭和 45 年国家公安委員会規則第 7 号。以下「規則」という。）及び別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（活動服等の着用）

第 2 条 交通巡視員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服又は活動帽を着用することができる。

- (1) 交通指導取締りに従事するとき。
- (2) 警察用車両に乗車して勤務するとき。
- (3) 宿日直勤務に従事するとき。
- (4) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事し、所属長が必要と認めるとき。

（手袋の着用）

第 3 条 交通巡視員は、乗車用、作業用、防寒用等として、不体裁にならない限り白色以外の手袋を着用することができる。

（靴の着用）

第 4 条 交通巡視員は、短靴を着用するものとし、必要があるときは、長靴又は革半長靴を着用することができる。

（警笛の着装）

第 5 条 交通巡視員は、制服、活動服又は制服用ワイシャツを着用して勤務するときは、警笛を着装しなければならない。

（着用期間）

第 6 条 被服の着用期間は、福井県警察官の被服の着用期間に準じることとする。

（服装の一部省略）

第 7 条 交通巡視員は、勤務の状況に応じて制服上衣（夏服上衣を除く。）、ベスト（女性交通巡視員に限る。）又は活動服を着用しないことができる。ただし、儀礼出席等服装の統一を図る必要がある場合は、この限りでない。

2 交通巡視員は、室内で勤務するとき及びヘルメットを着用するときは、制帽又は活動

帽を着用しないことができる。

3 交通巡視員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、帯革及び警笛を着装しないことができる。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
- (3) 儀式に出席するとき。
- (4) 警察音楽隊員が演奏に従事するとき。
- (5) 災害応急対策のための作業に従事するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、帯革及び警笛を着装する必要がないと所属長が認めるとき。

(貸与装備品等の制式等)

第8条 交通巡視員の職務上必要な規則で定める以外の貸与装備品等の種別及び制式並びに着用又は着装要領は別表第1のとおりとし、交通巡視員の服装は別表第2のとおりとする。

附 則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月9日福井県警察本部訓令第8号)





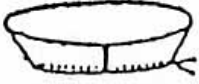
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

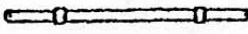

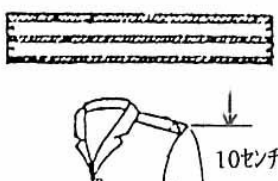
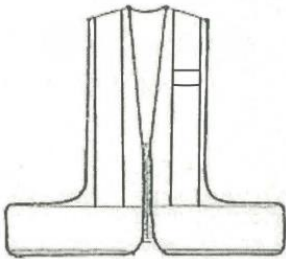


附 則 (平成29年3月24日福井県警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

貸与装備品等の種別及び制式並びに着用又は着装要領

品目	制式等	略図	着用（着装）要領
エンブレム	エンブレムの上部には、福井県警察シンボルマスコットの図柄を金色で入れる。		
ベルト	バックルに日章を付ける。		
靴	短靴 足首から下を覆うものとし、黒色の天然皮革又は人工皮革製とする。		
	長靴 黒色のゴム製とし、前面上部に日章を付ける。また、靴底内に踏抜防止板を装着する。		
	革半長靴 黒色の天然皮革製とする。		
警笛	白色プラスチック製とし、側面に日章を付ける。		
乗車用ヘルメット	白色とし、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に定める乗車用ヘルメットの基準に適合するものであること。		
帯革（白色）	1 白色（夜光性銀白色を含む。以下同じ。）とする。 2 制式は、規則に定める帯革と同様とする。		
帽子覆い（白色）	白色とする。		規則に定める制帽（女性交通巡視員を除く。以下同じ。）の天井に着装する。

品目	制式等	略図	着用（着装）要領
あごひも （白色）	白色とする。		規則に定める制帽及び活動帽に着装する。
警笛つりひも （白色）	白色とする。		規則に定める制服、活動服又は制服用ワイシャツの右肩章に一方の端を通し、他方の端に警笛を付ける。
交通腕章	緑色地に白色の線を入れる。		<ol style="list-style-type: none"> 勤務の性質により、所属長が必要と認めるときに着装することができる。 上衣の左上腕部に着装する。
夜光チョッキ	<ol style="list-style-type: none"> 白色の反射テープを前面及び背面に付ける。ただし、自発光機能を備えたものを取り付けるときは、赤色その他の色のものを取り付けることができる。 交通巡視員章が隠れないものとする。 		夜間及び所属長が必要と認めるときに着装することができる。
ズボン 裾覆い	白色又は紺色とする。ただし、紺色とする場合は、白色の反射テープを付ける。		<ol style="list-style-type: none"> 所属長が必要と認めるときに着装することができる。 ズボンの裾又は長靴の上に着装する。
脚絆	紺色とし、白色の反射材を付ける。		所属長が必要と認めるときに着装することができる。

別表第2

交通巡視員の服装

<p>着装するもの</p>	<p>着用（着装）することができるもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 警笛 ・ 警笛つりひも（白色） ・ 帯革（白色） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帽子覆い（白色） ・ あごひも（白色） ・ 乗車用ヘルメット ・ 交通腕章 ・ 夜光チョッキ ・ ズボン裾覆い ・ 脚絆 ・ 革半長靴